

公告（入札中止）

令和 8 年 9 月 24 日付で公告した「8 債県北ダムメ第 7－3 号つづらダムメンテナンス工事（取水放流設備）」
にかかる一般競争入札の実施（建設工事）については都合により中止する。

令和 8 年 10 月 19 日

長崎県県北振興局長 陣野 和弘

公 告

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

長崎県北振興局長 陣野 和弘

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 工事番号 | 8 債県北ダムメ第 7－3 号 |
| (2) 工 事 名 | つづらダムメンテナンス工事（取水放流設備） |
| (3) 工事場所 | 佐世保市 小佐々町 |
| (4) 工 期 | 4 9 0 日間 |

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期通知書（様式－1）」により、工事の始期を通知すること。

（余裕期間： 契約締結日から工事の始期の前日まで）

余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

実工期：工事の始期日から 4 9 0 日間

（ただし、令和 8 年 1 1 月 18 日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

- | | |
|----------|------------------|
| (5) 工事概要 | 取水放流設備 N＝1 式 |
| (6) 支払条件 | 前金払、中間前金払又は部分払 有 |
- (7) 本工事は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正令和 5 年 3 月 17 日長崎県告示第 198 号。以下「実施要綱」という。）第 2 条第 15 号に規定する事前審査型入札である。ただし、「入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者」を「入札後に競争参加資格審査を行った者」に読み替える。
- (8) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力 1 型）を適用した工事である。
- (9) 本工事は、履行確実性評価方式試行要領（以下「履行要領」という。（最終改正令和 6 年 3 月 21 日 5 建企第 437 号））を適用した工事である。
- (10) 本工事は、入札参加の申請及び入札書の提出等について、電子入札システム及び電子入札補助システムを使用して行う対象工事である。
- (11) 本工事は、「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 26 条」の規定に基づく下記の技術者の配置ができる工事である。
- ①建設業法第 26 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定を受ける技術者配置の特例（専任特例）の取扱いについて（令和 7 年 3 月 25 日 6 建企第 339 号 以下、「専任特例に関する通知」という。）ただし、専任特例 1 号については対象外とする。
- ②建設工事の専任の主任技術者の取り扱いについて（令和 7 年 1 月 24 日 6 建企第 265 号）ただし、下請負代金額が建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令に定める金額以上となる場合は対象外とする。
- (12) 本工事は、「工場製作を含む工事における専任の技術者の取り扱いについて」（令和 7 年 1 月 24 日 6 建企第 267 号）の対象工事である。
- (13) 本工事は、週休 2 日モデル工事（発注者指定型）である。
- (14) 本工事は、情報共有システムの発注者利用指定工事である。
- (15) 本工事は、長崎県検査書類限定型の発注者指定工事の対象工事である。
- (16) 本工事は、快適トイレ導入試行対象工事であり、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（設置に要する費用については、当初は計上していない。）
- (17) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

(18) 本工事は、「電子契約（試行）」の対象工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の競争参加資格を有する者は、総合評価落札方式入札公告共通事項書（高度技術提案型以外）（以下「共通事項書（高度技術提案型以外）」という。）2の（1）及び（3）に定める要件を満たす者で、かつ実施要綱第7条第2項に規定する添付書類（以下「資格確認資料」という。）の提出期限の日から落札決定の日までの間において次に掲げる要件をすべて満たした者とする。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、実工期の始期日からとし、余裕期間の間は本工事への配置を不要とする。

建設業の許可に関する条件	法第3条の規定に基づく、鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可を有すること。												
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	以下の条件を満たすこと。 九州内に営業所を有する者で、鋼構造物工事に係る総合数値が1000点以上。												
年間平均完成工事高	鋼構造物工事において1億円以上												
同種工事の施工実績に関する条件	下記の項目に規定する内容を全て満足する1契約の工事を元請けとして施工した実績を有すること。ただし、単体若しくは特定建設工事共同企業体の代表構成員としては1回、特定建設工事共同企業体のその他の構成員としては2回以上の実績を有すること。 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>対象期間</td><td>平成23年度から令和7年度に完成した公共工事</td></tr><tr><td>発注機関</td><td>国、特殊法人等、地方公共団体、公社又は公団</td></tr><tr><td>受注形態</td><td>単体又は特定建設工事共同企業体の構成員</td></tr><tr><td>工種／工法</td><td>ダムに係る鋼構造物又は可動堰上部工若しくは水門上部工に係る鋼構造物の製作・据付工事（既設更新を含む） ※ダムに係る鋼構造物とは、洪水吐ゲート、取水放流バルブ等とする。</td></tr><tr><td>施工場所</td><td>九州内（沖縄県を除く）の1級河川又は2級河川の河川区域内</td></tr></table>	項 目	内 容	対象期間	平成23年度から令和7年度に完成した公共工事	発注機関	国、特殊法人等、地方公共団体、公社又は公団	受注形態	単体又は特定建設工事共同企業体の構成員	工種／工法	ダムに係る鋼構造物又は可動堰上部工若しくは水門上部工に係る鋼構造物の製作・据付工事（既設更新を含む） ※ダムに係る鋼構造物とは、洪水吐ゲート、取水放流バルブ等とする。	施工場所	九州内（沖縄県を除く）の1級河川又は2級河川の河川区域内
項 目	内 容												
対象期間	平成23年度から令和7年度に完成した公共工事												
発注機関	国、特殊法人等、地方公共団体、公社又は公団												
受注形態	単体又は特定建設工事共同企業体の構成員												
工種／工法	ダムに係る鋼構造物又は可動堰上部工若しくは水門上部工に係る鋼構造物の製作・据付工事（既設更新を含む） ※ダムに係る鋼構造物とは、洪水吐ゲート、取水放流バルブ等とする。												
施工場所	九州内（沖縄県を除く）の1級河川又は2級河川の河川区域内												
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす主任技術者（法第26条第2項に該当する場合は監理技術者）を専任で配置できること。ただし、工場製作のみを施工している期間で、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、監理技術者制度運用マニュアルの三の（3）の規定に基づき、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。 <table><tr><td>国家資格等</td><td> 現地施工、工場製作における配置方法の別により、下記のとおりとする。 ア 現地施工、工場製作において同一の技術者を配置する場合 ① 次のいずれかの国家資格等を有する者。 ・法による1級土木施工管理技士又は技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」）の資格を有する者。 ・「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（平成元年建設省告示第128号）の第1号及び第5号の規定により、国土交通大臣が法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「鋼構造物工事業」に係る者とする。 ② 鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者 イ 現地施工、工場製作において別々の技術者を配置する場合 （1）現地施工における配置技術者 上記アに同じ。 （2）工場製作における配置技術者 上記アに同じ。ただし、「工場製作を含む工事における専任の技術者の取り扱いについて」（令和7年1月24日6建企第267号）の対象工事における工場製作の配置技術者については、法 </td></tr></table>	国家資格等	現地施工、工場製作における配置方法の別により、下記のとおりとする。 ア 現地施工、工場製作において同一の技術者を配置する場合 ① 次のいずれかの国家資格等を有する者。 ・法による1級土木施工管理技士又は技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」）の資格を有する者。 ・「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（平成元年建設省告示第128号）の第1号及び第5号の規定により、国土交通大臣が法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「鋼構造物工事業」に係る者とする。 ② 鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者 イ 現地施工、工場製作において別々の技術者を配置する場合 （1）現地施工における配置技術者 上記アに同じ。 （2）工場製作における配置技術者 上記アに同じ。ただし、「工場製作を含む工事における専任の技術者の取り扱いについて」（令和7年1月24日6建企第267号）の対象工事における工場製作の配置技術者については、法										
国家資格等	現地施工、工場製作における配置方法の別により、下記のとおりとする。 ア 現地施工、工場製作において同一の技術者を配置する場合 ① 次のいずれかの国家資格等を有する者。 ・法による1級土木施工管理技士又は技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」）の資格を有する者。 ・「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（平成元年建設省告示第128号）の第1号及び第5号の規定により、国土交通大臣が法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「鋼構造物工事業」に係る者とする。 ② 鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者 イ 現地施工、工場製作において別々の技術者を配置する場合 （1）現地施工における配置技術者 上記アに同じ。 （2）工場製作における配置技術者 上記アに同じ。ただし、「工場製作を含む工事における専任の技術者の取り扱いについて」（令和7年1月24日6建企第267号）の対象工事における工場製作の配置技術者については、法												

		第26条第2項に該当しない場合は、②の条件は適用除外とする。
	工 事 経 験	条件なし
	その他	① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（資格確認資料の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ②（１） 現地施工の配置技術者の兼務については、1 競争入札に付する事項の（11）に記載した配置予定技術者の兼務の通知を確認した上で判断すること。 （２） 工場製作の配置技術者の専任は、法第26条第3項によること。 ③ 資格確認資料の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 資格確認資料の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。
法に基づく経営事項 審査等		令和8年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格名簿（格付表）に登載され、資格確認資料の提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

（注1）「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿（以下「名簿」という。）に登載された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

（注2）「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

（注3）「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

（注4）「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び契約の相手方が公団、公社である建設工事をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注5）「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経営業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなり得ないことに留意すること。

（注6）「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について（最終改正令和7年11月12日7建企第148号）」に規定するものをいう。

3 総合評価に関する事項

（1） 共通事項

- (a) 以下文中の「管内」とは、県北振興局建設部管内（田平土木維持管理事務所管内及び大瀬戸土木維持管理事務所管内を除く。）とは、佐世保市、東彼杵郡東彼杵町・川棚町・波佐見町、北松浦郡小値賀町・佐々町とする。
- (b) 各評価項目の評価内容等については、本公告に記載がないものは、「長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン（令和8年度適用）」（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。
- (c) 配置予定技術者を2名申請する場合は、配点合計が低い配置予定技術者で評価する
- (d) 「7（3）総合評価の方法」における仮の評価値の算出は、自己審査点により行う。
- (e) 技術資料作成時の留意事項は共通事項書（高度技術提案型以外）17（1）のとおり

（2） 評価項目及び配点

①配置予定技術者の能力：技術申請様式1号

番号	評価項目	配点
①－１	配置予定技術者の施工実績	1.5
①－２	配置予定技術者の資格 A	1.5
②企業の施工能力：技術申請様式 1 号		
番号	評価項目	配点
②－１	企業の施工実績	7.0
加算点合計		10.0

(3) 評価の基準

【①配置予定技術者の能力（加算点計 3点）】

現場施工における技術者を評価する。

評価項目	評価基準	配点																		
①－1 配置予定技術者の施工実績	同種工事の実績	1.5																		
	類似工事の実績	0.75																		
	実績なし	0																		
評価内容																				
公告日の属する年度の直前 15 ヶ年度から公告日までに完成した公共工事で、同種工事、類似工事の条件に該当するものを評価する。																				
評価内容の特記事項																				
○同種工事の条件に該当するもの ダムに係る鋼構造物の製作・据付工事（既設更新を含む） ※ダムに係る鋼構造物とは、洪水吐ゲート、取水放流バルブ等とする。 ○類似工事の条件に該当するもの 可動堰上部工若しくは水門上部工に係る鋼構造物の製作・据付工事（既設更新を含む） ※樋門・樋管工事は含まない。 ○対象工事の要件 <table><tr><td>対象期間</td><td colspan="3">平成23年度【2011年度】～公告日まで</td></tr><tr><td>発注機関</td><td colspan="3">国、特殊法人等、地方公共団体、公団、公社</td></tr></table> ○実績の対象となる工事での役職 <table><tr><th colspan="2">単体で受注した工事の場合</th><th colspan="2">共同企業体で受注した工事の場合</th></tr><tr><td rowspan="2">主任（監理）技術者</td><td rowspan="2">現場代理人</td><td>代表構成員</td><td>主任（監理）技術者又は現場代理人</td></tr><tr><td>その他構成員</td><td>主任（監理）技術者</td></tr></table> ○現場代理人としての実績は、対象工事の工期の始期日以前に、建設業法施行規則第7条の3第2号の機械器具設置工事業に掲げる国家資格（技術士法）を有し従事した工事に限る。 ○工場製作と現場施工の技術者が異なる場合は、現地施工の実績により評価する。なお、現場代理人での実績の場合は、従事期間が現場施工に係る工期の1／2より長いものに限る。 ○評価内容の詳細はガイドラインのとおり			対象期間	平成23年度【2011年度】～公告日まで			発注機関	国、特殊法人等、地方公共団体、公団、公社			単体で受注した工事の場合		共同企業体で受注した工事の場合		主任（監理）技術者	現場代理人	代表構成員	主任（監理）技術者又は現場代理人	その他構成員	主任（監理）技術者
対象期間	平成23年度【2011年度】～公告日まで																			
発注機関	国、特殊法人等、地方公共団体、公団、公社																			
単体で受注した工事の場合		共同企業体で受注した工事の場合																		
主任（監理）技術者	現場代理人	代表構成員	主任（監理）技術者又は現場代理人																	
		その他構成員	主任（監理）技術者																	
添付資料について																				
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量・技術者名等の施工実績の確認に必要なものを添付すること。																				

評価項目	評価基準	配点
①－２ 配置予定技術者の資格 A	1 級土木施工管理技士の取得後 5 年以上又は技術士取得後 3 ヶ月以上	1.5
	1 級土木施工管理技士の取得後 3 年以上 5 年未満	1.13
	1 級土木施工管理技士の取得後 3 ヶ月以上 3 年未満	0.75
	その他	0
評価内容		
配置予定技術者が所持する資格と、その資格取得日から資格確認資料の提出期限日までの期間の経験期間で評価する。		

評価内容の特記事項	
○資格の種類	
技術検定	1級土木施工管理技士
技術士	建設部門（鋼構造及びコンクリート）
	総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）
○その他詳細はガイドラインのとおり	
添付資料について	
○「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、資格者証、合格証明書等の写しを添付すること。	

【②企業の施工能力（加算点計 7点）】

評価項目	評価基準	配点				
②－1 企業の施工実績	同種工事の実績	7.0				
	類似工事の実績	3.5				
	実績なし	0				
評価内容						
公告日の属する年度の直前15ヵ年度から公告日までに完成した公共工事で、同種工事、類似工事の条件に該当するものを評価する。						
評価内容の特記事項						
○同種工事の条件に該当するもの ダムに係る鋼構造物の製作・据付工事（既設更新を含む） ※ダムに係る鋼構造物とは、洪水吐ゲート、取水放流バルブ等とする。 ○類似工事の条件に該当するもの 可動堰上部工若しくは水門上部工に係る鋼構造物の製作・据付工事（既設更新を含む） ※樋門・樋管工事は含まない。 ○対象工事の要件 <table border="1"> <tr> <td>対象期間</td> <td>平成23年度【2011年度】～公告日まで</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>国、特殊法人等、地方公共団体、公団、公社</td> </tr> </table> ○元請として施工したものとする。 ○受注形態が共同企業体の場合、代表構成員又は出資比率が20%以上のその他構成員の施工実績とする。 ○その他詳細はガイドラインのとおり			対象期間	平成23年度【2011年度】～公告日まで	発注機関	国、特殊法人等、地方公共団体、公団、公社
対象期間	平成23年度【2011年度】～公告日まで					
発注機関	国、特殊法人等、地方公共団体、公団、公社					
添付資料について						
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等の施工実績の確認に必要なものを添付すること。						

注）添付が義務付けられている証明する資料は、競争入札に参加する者が保有する資料とするが、それがない場合又はそれにより証明できない場合に限り、「発注機関の証明書」とすることができる。

4 競争参加資格の確認資料及び技術資料の提出

- （1） 入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、競争参加資格の確認資料及び総合評価に関する技術資料を、以下により適切に提出しなければならない。
 - ① 共通事項書（高度技術提案型以外）4（1）のイ、エ及びオ
 - ② 共通事項書（高度技術提案型以外）4（1）のエについては、条件を満足していることを証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量・技術者名等の施工実績の確認に必要なもの）を添付すること
 - ③ 共通事項書（高度技術提案型以外）4（1）のオについて、「工場製作を含む工事における専任の技術者の取り扱いについて」を活用する場合は、様式に工場製作と現地施工の技術者が分かるように記載すること。
 - ④ 長崎県建設工事入札参加者格付要綱第9条に基づく再度の審査を受けた者は、共通事項書（高度技術提案型以外）4（1）のウとして直近の総合評定値通知書の写し
- （3） 総合評価に関する技術資料として、入札書と同時に電子入札補助システムで提出しなければならないもの

- ① 共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のア
- （4）指定された提出資料については、下記事項に留意すること。
- ① PDFファイルに変換した電子データを提出するものとする。ただし、共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のア（技術申請様式1号：技術者及び企業の施工能力調書）については、公告に添付されたExcelファイルで提出すること。
- ② 提出様式は県のホームページからダウンロードした最新のファイルを使用すること。
- ③ 提出された電子データが発注機関において読み込めない場合や、電子データが不鮮明で、内容が判断できない場合は評価しない。
- ④ 長崎県電子入札補助システムへの電子データの提出（アップロード）は指定された場所に保存することとし、指定の場所に保存していない場合は未提出とする。
- ⑤ 電子入札補助システムで提出するExcelファイル（様式1号）について、ファイルのシートの追加やシート名の変更を行った場合は無効とする。

（5）紙入札に移行した場合における提出方法

入札方法	提出方法	提出部数
紙入札	持参のみ受付	電子媒体（CD）2部

注：電子媒体（CD）については、下記事項に留意すること。

- ① 電子媒体（CD）には、指定された資料を収めること。なお、収める資料については、4（4）に準じること。
- ② CD-Rのラベルには「工事番号」、「工事名」、入札参加者名の「商号（又は名称）」、ウイルスチェック欄を設け「ウイルスチェックの実施日」、「提出日」を記入すること。
- ③ 電子媒体に収めたPDFファイル及びExcelファイルのファイル名は、「商号（又は名称）」とすること。なお、複数のPDFファイルを保存する場合のファイル名は、「商号（又は名称）」とファイルの内容がわかるタイトルで保存すること。

5 入札等担当部局

区 分	担 当 内 容	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県 県北振興局 管理部 会計課	TEL 0956-22-9049 FAX 0956-23-4708	〒857-8502 長崎県佐世保市木場田町3番25号
工事・技術担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項	長崎県 県北振興局 建設部 河川課	TEL 0956-23-5083 FAX 0956-22-6746	

6 入札日程

【交付について】 競争参加資格の確認資料及び総合評価に関する技術資料様式、入札説明書の交付期間及び方法	【交付期間】 令和8年9月24日(木曜日)から 令和8年10月14日(水曜日)まで	① 書類様式 長崎県ホームページ (https://www.pref.nagasaki.jp/) トップページ「分類で探す／まちづくり／建設・砂利・採石業／建設業／公共工事等の入札契約関係／各種様式」から入手すること。 ② 技術資料 「入札情報サービスポータルサイト」より入手すること。 ③ 入札説明書 電子入札補助システムにより入手すること。
【質問について】 入札説明書に関する質問期間及び場所	【質問期間】 令和8年9月25日(金曜日)から 令和8年10月7日(水曜日)まで	・電子入札補助システム又は5の担当部局による。 ・入札質問書を提出する前に5の入札・契約担当へ連絡し、提出後においても必ず着信確認をすること。

上記回答期限及び回答方法	令和8年10月9日(金曜日)まで	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答 ・全参加者に関する事項は、電子入札補助システムにて回答
【入札書等の提出】 入札書及び競争参加資格の確認資料等【４（２）及び４（３）で指定する資料】の提出期間、場所及び方法	【入札期間】 令和8年10月15日(木曜日)から 令和8年10月19日(月曜日)まで	・入札書 電子入札システムにより提出する。 ・競争参加資格の確認資料等 電子入札補助システムにより提出する。 ・技術申請様式１号については、公告に添付された最新の E x c e l ファイルで提出すること。
開札日時及び場所	令和8年10月20日(火曜日) 午前10時00分から	長崎県県北振興局 別館 2 階 入札室 〒857-8502 長崎県佐世保市木場田町3番25号 電話 0956-22-9049
配置予定技術者に係る通知書の提出期間、場所及び方法	落札者仮決定通知の翌日から起算して３日以内	・電子入札補助システムにより提出する。

（注１）上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第 43 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（来所する場合は正午から午後 1 時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

（注２）入札説明書に関する質問は、原則として電子入札補助システムにより行うこと。

ただし、電子入札補助システムが使用できない場合は、書面により郵送で行うこと。（時間的に不可能でやむを得ない場合は電送も可とするが、電送後直ちに原本を郵送すること。）この場合において、質問者は郵送又は電送を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

（注３）入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

（注４）配置予定技術者に係る通知書の提出については、やむを得ない場合、電送による通知も可とするが、電送後に必ず提出先に着信確認を行い、直ちに原本を郵送すること。

7 落札者の決定方法及び総合評価の方法

落札者は長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領（最終改正令和 7 年 3 月 21 日 6 建企第 332 号）第 11 条の規定及び履行要領に基づき決定し、落札者については決定後、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

（１）履行確実性評価方式の定義

- ・履行確実性評価方式とは、履行要領第 2 条に規定するものをいう。
- ・履行確実性評価価格は、建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱（最終改正令和 6 年 3 月 21 日 5 建企第 434 号）に基づき算定するものとする。
- ・低価格での入札による契約は、契約の不履行等を招くおそれがあることから、工事の適正な履行を確保するため、履行要領に基づき履行確実性確保価格を設定するものとする。

（２）落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「配置予定技術者の能力」及び「企業の施工能力」をもって入札に参加し、次のア～イの要件に該当する者のうち、「（３）総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札仮決定者とする。

ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ 評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

予定価格の単位は円とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、以下のとおりとする。

①加算点並びに入札価格が同じ場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

②対象となる者全てが、履行確実性評価価格以上で入札した場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

③上記以外の場合

最低の価格をもって入札した者を落札仮決定者に決定する。

ただし、落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者とすることがある。

(3) 総合評価の方法

ア 評価値は、次の算出方法により算定する。

1) 評価値の算出方法

①入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

評価値＝「(標準点＋加算点)／入札価格」×100,000,000

②入札価格が履行確実性評価価格未満、履行確実性確保価格以上の場合

評価値＝「(標準点＋加算点)／履行確実性評価価格」×100,000,000

③入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

評価値＝「(標準点＋加算点)／(履行確実性評価価格＋(履行確実性確保価格－入札価格))」×100,000,000

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位(小数第4位を四捨五入)までとする。

2) 標準点と加算点

標準点は100点とし、加算点は0点～10点の範囲とする。

3) 加算点の算出方法

加算点は、「4) 評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方法により算定する。

加算点＝評価点数の合計値

4) 評価の基準

3(3)の評価基準による。

5) 評価の審査順序

評価の審査順序は、仮の評価値が最も高い者から審査する。技術資料の審査の結果、評価値が最も高い者であると判明した場合は、その他の者の技術資料の審査は行わない。また、各評価項目の自己審査点に誤りがあった場合は、以下のとおりとする。

- ・自己審査点の点数が技術資料の審査結果より過大である場合は、技術資料の評価点数を採用する。
- ・自己審査点の点数が技術資料の審査結果より過小である場合は、自己審査点の評価点数を採用する。

イ 仮の評価値は、次の算出方法により算定する。

1) 仮の評価値の算出方法

①入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

評価値＝「(標準点＋仮の加算点)／入札価格」×100,000,000

②入札価格が履行確実性評価価格未満、履行確実性確保価格以上の場合

評価値＝「(標準点＋仮の加算点)／履行確実性評価価格」×100,000,000

③入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

評価値＝「(標準点＋仮の加算点)／(履行確実性評価価格＋(履行確実性確保価格－入札価格))」×100,000,000

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位(小数第4位を四捨五入)までとする。

2) 標準点と仮の加算点

標準点は100点とし、仮の加算点は0点～10点の範囲とする。

3) 仮の加算点の算出方法

仮の加算点は、参加者が「4) 評価の基準」に基づき評価を行った自己審査点とする。

4) 評価の基準

3(3)の評価基準による。

(4) 契約条件の履行

履行確実性確保価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合は、次に掲げる条件の履行を求めるものとする。

1) 請負代金額の10分の3以上の契約保証金を納付すること。

2) 配置予定技術者とは別に配置予定技術者との同一の資格(同種工事の経験を除く。)を有する技術者1名を専任で配置すること(落札仮決定者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員に対してのみ求めるものとする)

る。）。

3) 前号の技術者は施工中、配置予定技術者を補助し、法第 26 条の 4 に規定する職務と同様の職務を行うものとする。

4) 前払金の金額を請負代金額の 2 割以内とすること。

(5) 監督業務の強化

履行確実性確保価格を下回る価格で入札を行ったものと契約した場合は、契約の適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。

1) 法第 24 条の 8 の規定による施工体制台帳の提出、及び必要に応じその内容について聴き取りを行う。

2) 工事の監督及び検査業務を強化する。

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、県財務規則第 112 条第 1 項各号に掲げる担保の提供、第 113 条第 1 号に規定する履行保証保険証券又は同条第 2 号に規定する工事履行保証証券の提出に代えることができる。

10 落札候補者のうち競争参加資格なしと認められた者又は落札者とされなかった者に対する理由の説明

落札候補者のうち競争参加資格なしと認められた者又は落札者とされなかった者は長崎県建設工事苦情処理手続要綱に基づき、契約担任者に対して競争参加資格なしと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

落札候補者のうち競争参加資格なしと認めた理由又は落札者とされなかった理由に関する苦情申立期間	入札結果表の公表をした日の翌日から起算して 7 日以内（休日除く。）とする。	長崎県 県北振興局 管理部 会計課 TEL 0956-22-9049 FAX 0956-23-4708 〒857-8502 長崎県佐世保市木場田町3番25号
上記回答期限	苦情申立期限の日の翌日から起算して 2 日以内（休日を除く。）とする。	
上記回答に対する再苦情申立期間	回答を行った日の翌日から起算して 7 日以内（休日を除く。）とする。	

11 その他

(1) その他入札参加資格、技術資料、入札・契約に関する事項は共通事項書（高度技術提案型以外）のとおり。

(2) 入札結果、本公告及び共通事項書（高度技術提案型以外）は、長崎県入札情報サービスポータルサイトに掲載する。

ホームページアドレス (<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>)

(3) 入札制度関係要綱要領等は、長崎県ホームページに掲載する。

長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「分類で探す／まちづくり／建設・砂利・採石業／建設業／公共工事等の入札契約関係／要綱・要領」

(4) 申請様式等については、ホームページに掲載してある最新版を使用すること。旧様式で申請した場合、提出書類の不備として参加資格が認められない場合があるので留意すること。

長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「分類で探す／まちづくり／建設・砂利・採石業／建設業／公共工事等の入札契約関係／各種様式」

(5) 不明な点に関する問い合わせ先

ア 提出書類、入札及び契約に関すること

5 の入札・契約担当部局

イ 設計図書の内容等技術的要素に関すること

5 の工事・技術担当部局